令和８年（フ）第５１０号
愛知県刈谷市井ケ谷町上ノ郷50番地　プランドール上ノ郷１号、旧住所愛知県刈谷市井ケ谷町井田６番地５
債務者　中沢　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５１８号
愛知県豊田市小坂本町３丁目92番地１　ソシオ豊田小坂本町411号、旧住所愛知県豊田市本新町２丁目19　リバーハイツ103
債務者　南垣内豪希
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５２０号
愛知県みよし市三好丘桜四丁目４番地10、旧住所名古屋市守山区吉根３丁目608番地　グリーンゲイブルズⅡ　103号
債務者　島田　　響
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３４８６号
大阪市淀川区木川東４丁目９番31―602号
債務者　濵　　篤史
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３２６号
大阪市西淀川区柏里３丁目15番４―502号
債務者　松井　忠雄
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４１２号
大阪市港区市岡元町２丁目13番24号　マンション栄和　301号
債務者　黒瀬　竜哉
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５９６号
大阪市平野区長吉出戸７丁目４番27号　エスパシオ長吉　303
債務者　川島　知美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６０２号
大阪府枚方市養父丘１丁目８番73号、前住所大阪府枚方市高野道２丁目20番８―603号
債務者　川嶋健二郎
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６６１号
大阪市平野区長吉長原西３丁目９番１―702号
債務者　髙橋　智恵
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５２号
大阪市淀川区新北野３丁目13番18―520号
債務者　田畑　富和
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６４号
大阪市平野区加美北４丁目６番44―202号
債務者　菜畠　　怜（旧姓谷地）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１０号
大阪市城東区諏訪２丁目５番29号
債務者　谷川　正宜
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８４０号
大阪市住吉区遠里小野１丁目６番26号、前住所大阪市住吉区苅田２丁目５番23―108号
債務者　安部　　滋
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８４号
大阪府大東市諸福３丁目２番45号
債務者　森田　道子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５６号
大阪府吹田市山田東２丁目38番15―103号
債務者　福岡　　實
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８号
熊本県荒尾市東屋形３丁目10番地10
債務者　酒井　　薫
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１３１号
宮崎県都城市一万城町44号５番地１　メイプルコート一万城Ｂ―13号、前住所宮崎県都城市郡元町2952番地31
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部